

議第24号

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例の制定について

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例

京都市職員厚生会条例の全部を次のように改正する。

京都市職員厚生会条例

(組織)

第1条 本市の職員は、互助共済及び福利厚生を増進を図るため、京都市職員厚生会（以下「厚生会」という。）を組織するものとする。

(事務)

第2条 市長その他の本市の行政機関は、職員を厚生会の事務に従事させることができる。

(補助)

第3条 本市は、毎年度、予算の範囲内において、厚生会に補助金を交付するものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市交通局厚生会条例

(2) 京都市上下水道局職員等厚生会条例

提案理由

京都市職員厚生会を組織する職員の範囲を変更するとともに、京都市交通局厚生会条例及び京都市上下水道局職員等厚生会条例を廃止する等の必要があるので提案する。